

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年3回、検査項目(2)～(5)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方 法
学校の清潔	(1)～(3) [略]	[略]
ネズミ、衛生害虫等	(4) [略]	[略]
教室等の備品の管理	(5) 黒板面の色彩	明度、彩度の検査は、黒板検査用色票を用いて行う。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基 準
水	(1) 遊離残留塩素	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。
	(2)～(3) [略]	[略]
	(4) 一般細菌	1 mL中200コロニー以下であること。
	(5) 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	12mg/L以下であること。
質	(6) [略]	[略]
	(7) 総トリハロメタン	0.2mg/L以下であることが望ましい。
	(8) [略]	[略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年3回、検査項目(2)～(6)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方 法
学校の清潔	(1)～(3) [略]	[略]
ネズミ、衛生害虫等	(4) [略]	[略]
教室等の備品の管理	(5) 机、いすの高さ	机、いすの適合状況を調べる。
	(6) 黒板面の色彩	明度、彩度の検査は、黒板検査用色票を用いて行う。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基 準
水	(1) 遊離残留塩素	0.4mg/l以上であること。また、1.0mg/l以下であることが望ましい。
	(2)～(3) [略]	[略]
	(4) 一般細菌	1 mL中200コロニー以下であること。
	(5) 有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として12mg/l以下であること。
質	(6) [略]	[略]
	(7) 総トリハロメタン	0.2mg/l以下であることが望ましい。
	(8) [略]	[略]